

農業会議通信

農業委員会等に関する法律の改正

東北・北海道農業活性化フォーラムが、「農業再興に活かす新農業委員会活動」をテーマに8月27日に青森市で開催され、本県から農業委員約400名、全体では、1800名を超える農業委員の参加を得て盛会裏に終了した。

昨年のフォーラムは、本県で「新たな農政改革と農業委員会活動の強化」をテーマに開催され、「農業委員会の見直しにあたっては、地域の実情を踏まえ実効性が確保された制度・組織となるよう国に対して



平成27年度東北・北海道農業活性化フォーラム

強く要請する」旨のフォーラムアピールを採択し、国会対策などを強力に展開してきた。

こうした中であって、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が、可決・成立し、9月4日に公布された。

この改正法は、いわゆる一括改正法であり、「農業委員会等に関する法律の改正」、「農協法の改正」、「農地法の改正」が、主な内容になっている。

「農業委員会等に関する法律」の改正内容は、目的規定の改正、農業委員会の事務の重点化、農業委員の選出方法の変更、農地利用最適化推進委員の設置などである。

改正法の施行日は、平成28年4月1日であり、平成27年9月18日に「施行令の一部を改正する政令」と「施行規則の一部を改正する省令」の案が示された。

これらによると、法の公布日である9月4日までに選挙が終わっている農業委員は3年間の任期満了の日まで、なお従前の例により、在任することになり、この間、その農業委員会は農地利用最適化推進委員を置かないことになる。

本県では、7農業委員会が施行日の前日までに任期満了となるが、これら農業委員会の農業委員の任期は平成28年3月31日まで延長され、これら市町村では、市町村議会の同意を得て、4月1日に市町村長

が農業委員を任命し、その後、農業委員会が、農地利用最適化推進委員を委嘱することになる。

また、法改正に当たって、衆参両院農林水産委員会において附帯決議として、①農業委員の公選制の廃止に当たっては、地域の代表性が堅持されるよう十分配慮すること、②女性・青年が農業委員に積極的に登用されるよう働きかけを行うこと、③関係行政機関に対し提出する意見において、農業・農村の問題を幅広くくみ上げた現場の意見が反映されるようにすることなどが決議された。

このように、私たちの要請は、国会での議論を通じて、十分とは言えないまでも、多くの国会議員等に理解されたものと受け止めている。

改正法の基でも、農業者が将来に夢と希望を持って農業に取り組むことができる農業・農村を構築していくという、農業委員会制度に課せられた使命と農業委員の果たすべき役割の重要性については何ら変わるものではない。

私たち農業委員会系統組織は、これまで農業者の公的代表機関として、「人」と「農地」の問題解決の先頭に立ってきた。

今後とも、農業委員の皆様には、新たに設置される農地利用最適化推進委員との密接な連携のもとに、「自信と誇り」、「やる気」、「情熱」をもって、地域に根ざした活動を展開するようお願いする。

岩手県農業会議会長 佐々木 和博

農地法63年の変遷——農地法の改正と農業委員会の対応

◆中国が改革開放政策を打ち出したときに、鄧小平さんが「黒いネコでも白いネコでもネズミをとる猫はよいネコだ」といったといわれている。

農地法の農外からの参入規制の緩和は「黒いネコでも白いネコでも農地を利用するものは（どんなネコでも）よいネコだ」ということか。

◆来年4月から農地法が一部改正される。
その主な内容は、農業生産法人の名称変更と法人要件の緩和である。

具体的には、今後、法人の名称は「農地所有適格法人」とされる。要件緩和の内容は、構成員要件と役員要件である。

◆ポイントは、
①「農業生産法人にならないと農業参入ができない」という誤解が経済界などにあり、農地所有についての要件であることを明確にするために、呼称を改めること。
②農外のもを構成員にする場合、誰でも2分の1未満まで出資できること。

③法人の理事（または重要な使用人）の常時従事者（60日を想定）は1人以上でよいこと。

◆すなわち、農地所有適格法人としての要件緩和を通じて、農外企業等の農地取得が、相当程度容

易になるとともに、一方で、現在の農業生産法人の経営者にとつても経営の自由度が高まると歓迎されることも、想定される。

経済界からは、「農業サイドは外部からの農地取得をブロックしておいて、滋賀県の面積と同じ遊休農地を発生させている」のだから「企業にも農地を自由に使わせろ」との批判も根強い。

◆いずれ、企業（株式会社）の農地所有「完全自由化」論は根強いものがあり、更なる農業生産法人制度の緩和の動きが続く。

そして、最終的には、農外出資者の規制の廃止（どんな法人でも農地が取得できる）となり、企業参入の自由化は、ほぼ完成される。その場合、バブル崩壊後の土地の倒産などにより、農地が宙に浮いてしまう恐れがある。

結果として、農地は有効に使われず、我が国の食料供給の大切な基盤が失われるということになれば、国の政策として本末転倒である。

国家の責務・品格として、少なくともそうならせないような哲学が求められる。

◆今回の改正で農業生産法人の要件が緩和されるが、農業委員会は、緩和された要件であるからこそ、ご油断なく、その要件確認を

徹底する必要がある。

◆手順は以下の通りである。
その法人の事業完了後、3か月以内に事業報告書の提出が義務付けられている。

農業委員会は要件への適合性を審査し、要件確認書を取りまとめ

要件を欠くことになった場合は、その法人に対し勧告、立ち入り調査を行い、農地を手放す意思がある場合はあつせん等を行うこととされている。
最悪の場合は国が買収することになる。

◆当然のことに農業委員会は、予め、農地を所有できる法人要件を周知し、要件を充足できるように指導していく必要がある。

今回の法改正（生産法人制度）の農業委員会の責務は一層重いものになる。

◆ここで、昭和27年に制定された農地法の制定時の内容を確認してみよう。

現在の農地法との違いに皆さんは驚くだろう。

ねらいは、農地改革の成果の維持と自作農主義の理念のもとに、農地の一筆統制を中心とする強い国家管理がその仕組みの基本となった。

◆法1条で「農地はその耕作者

であると認め」という、いわゆる「自作農主義」を宣言して、所有権の移動が主流であった。

法3～5条で「農地のままでの権利移動」「農地の転用」についての許可制。

法6～17条で小作地の所有を制限し（1ha以上）これを超えるものは小作に譲渡または国が強制買収をして小作に売り渡す。

法18～25条で耕作権保護の観点から、賃貸借の法定継続更新、返還は知事許可、小作料は法定で定額金納。

法33～35条で競売等農地に買受人がいないう時には国が買い取り。
法43条で農地紛争の和解の仲介。
法44～75条で未墾地の買収・売却。

法75条で畜産の草地基盤に必要な土地に草地利用権の設定。などである。

◆そして、昭和37年の改正で農業生産法人制度が創設された。
（それまでは、農業者個人にか農地の権利設定が認められていなかった）

いかが感じましたか？

◆その後、他産業との所得等の格差が拡がり、これを是正するための生産性向上、そのための経営規模拡大が不可欠となった。

このため、昭和45年から貸借による規模拡大への転換がおこなわれることとなった

その内容は、農地法の法定更新がなく、期間満了により自動的に

返してもらえない制度、即ち、貸し手の抵抗感を少なくして農地を貸しやすくする仕組みが設けられた。

(農業経営基盤強化促進法の前身である農用地利用増進法)

◆平成5年には育成すべき農業者を明確化するため認定農業者制度とそれに対し農地を集積させるために、農業経営基盤強化促進法が前述の増進法を、改名・拡充の上改正された。(農地法のバイパス法)

◆平成21年には、一般法人(株式会社等)の参入を容易にするため、農地の貸借に限り解除条件付き貸借を認める農地法等の改正が行われた。また、同26年には担い手への利用集積を一層促進するため、公的機関が貸借に関与する農地中間管理事業法が制定されている。

◆これまでの変遷をキーワードで表せば、自作農主義→耕作者主義→利用者主義と表すことができる。

今回の農地法改正は、この利用者主義(黒いネコでも...)の強化のまっ最中(一層の規制緩和)と位置づけられる。

農業委員会はこれまでもそれぞれの場面で法制度の趣旨にのっとり、一所懸命対応してきた。

今後においても、その役割の重要性は変わることはない。共にがんばりましょう。

(文責 河村)

東北・北海道農業活性化フォーラムが開催される

去る8月27日、東北各県・北海道農業会議が主催となり、「農業再興に活かす新農業委員会活動」をテーマに、「東北・北海道農業活性化フォーラム」が青森市のリンクステーションホール青森で開催された。

来年4月から施行となる農業委員会法は、農業委員の公選制を廃止し、市町村長による選任制とするなど、これまでの仕組みが大きく変わる内容となっており、東北・北海道地区の農業委員ら約1800人が、これからの農業委員会の在り方を探った。

フォーラムでは、全国農業会議所の柚木茂夫事務局長から「農業・農業委員会を巡る情勢等について」報告があった後、「農業再興に活かす新農業委員会活動」と題して大妻女子大学社会学部部の田代洋一教授が墓調講演を行った。

続いて、宮城県栗原市、福島県福島市、青森県八戸市の農業委員会から事例発表が行われたほか、青森県女性農業委員の会の籠田悦子会長からフォーラムアピールの提案があり、満場一致で採択して開会した。

私ものひこと(三)

元気をもらおう



農業委員会
会長 守 男
高 橋

早速ですが、私こと先般の農業委員一般選挙を経てこの度、会長の職に再任されました。今後ともよろしく願います。

さて、この欄で何を話題にしようか迷いましたが、昨年に続き七月に「道の駅にしね」で実施した「三地の益作戦が非常に好評だったのでこれについて一言述べさせていたきたいと思います。

まず、道の駅の紹介ですが、盛岡市中心部から国道四号線を北上し、分かれ南交差点を国道二八二号線に直進してまいりますと東北自動車道西根インターチェンジ入口の少し手前、盛岡市玉山区との境界付近に「道の駅にしね」があります。中には生産物直売所や地元食材を活用したレストランなどがあり、連日賑わっていますが、本事業を行う前に道の駅の駅長に来訪者数を聞いたところ、休日には千台以上の出入りがあると伺い、その多さにびっくりしました。まさしく居ながらにしてすぐ効果ありとの感を強め、この場所を使わない手はないと確信した次第です。

らが本題です。作戦当日は、道の駅舎の正面入口脇にテントを設営して農地の相談コーナーと農業に関するアンケートコーナーを設けて来訪者を待ちました。期待に胸を膨らませて、「いらつしゃいませー」の呼びかけに千客万来...とはならず、やむなく呼び込みをすることに！そこは人材の豊富なわが委員会です。美人の委員を総動員して(実は紅二点の一人)「いらしてえー」「サービスピスあげろわよー」との黄色い声にさすが効果有りでした。

やれば何でも出来る。母は強し。準備した粗品のタオルや団扇がどんどんさばりました。アンケートをお願いしながら世間話も弾み(実はこちらのほうが大切だったのかも知れませんが)お嫁さんの紹介やら子供さんの就職など「えつ」というようなことも多くありました。

また、「農業は大変だが、がんばって」農業委員の活動に気付ききつかけになったとかの励ましの声も多かったです。参加者一同「明日もがんばるぞう」と元気をもらうことが出来ました。天候にも恵まれ、多くの方々を訪を頂き大成功に終わったと思っています。

今後もしっかりと農業委員会を心がけてこのような事業を展開してまいります。と思っております。

また、私事ですが、国立公園八幡平入口の産直「物産館あすび」にて「農産物を納入してありますが、「三地の益作戦」で体験した顔の見える交流の大切さを胸に、農産物を通じた親交が図られればいいなと思っている今日この頃です。

追伸 同日は、農地パトロールや耕作放棄地視察も行い、道の駅では出発式も行いましたので、併せてお知らせいたします。

改正農業委員会法の政省令案の概略と系統組織改革の取組みにあたっての考え方

農業委員会法・農地法を含む「農業協同組合法等の一部を改正する法律」が、国会で成立、9月4日に公布されました。

また、政府は、政省令案を作成し、9月19日から10月8日まで、広く国民等から意見・情報を募集しており、それらの意見等を考慮しつつ、最終的に10月中旬頃決定することとしています。

◆政令案の概略

政令では、農業委員及び推進委員の定数の基準を定めており、委員の定数についてはこの基準に従い、それぞれの市町村で条例で定めることとなります。

また、推進委員を委嘱しないことができる市町村の基準も定めておりその基準は、遊休農地率が1%以下、担い手に対する農地の集積率が70%以上の条件をいずれも満たすこととされています。

農業委員の定数の上限は、現行定数の半分程度で、農業者数と農地面積の多少により区分されており、農業者数1100人以下、農地面積1300ヘクタール以下の農業委員会は14人、農業者数6000人超、農地面積5000ヘクタール超の農業委員会は24人、これに該当しない中間の農業委員会は19人となっています。

推進委員の定数上限は、農地面積100ヘクタールに1人の割合

で配置できることとなっています。

◆省令案の概略

省令では、農業委員のうち認定農業者が過半を占めることという要件の例外や農業委員・推進委員の推薦・公募及び任命・委嘱の手続き、農業委員会の情報公開について定めています。

認定農業者過半要件の例外は、認定農業者が農業委員の定数の8倍以下である場合に、認定農業者及び認定就農者、集落営農組織の役員など認定農業者に準ずる者を加えて過半数とすることについて市町村議会の同意を得たときなどとなっています。

推薦・公募及び任命・委嘱に係る手続きは、農業委員及び推進委員の推薦等は同時に行なうことができ、両方の候補者となれるほか、推進委員は複数の区域に同時に候補者になれることとなっています。

推薦・公募は、概ね1カ月間で、インターネットその他の適切な方法により状況を公表することや、候補者が定数を超えた場合は任命・委嘱の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講じるよう努めなければならぬこととなっています。

農業委員会の情報公開は、総会及び部会終了後は遅延なく、事務実施状況は年度経過後3カ月以内に行なうこととなっています。

改正法が公布され、政省令案が提示されましたが、県内では、7市町村の農業委員会が、平成28年4月1日から改正された新制度が適用されることとなります。

これ以外の農業委員会においても、新制度が適用される部分もありますので留意するとともに、新制度を意識した活動が必要で、

◆系統組織改革の取組の考え方

昭和26年に制定された農業委員会法の今回の改正について、農業委員会系統組織は、組織の改革であることをしっかりと認識して、顧客である農業者の所得向上と農業・農村の活性化につなげるため、これまでの取組をより一層前進させ、しっかりと継続していく必要があります。

これまで、全国に先駆けて、「農業委員会業務の品質向上と効果的な推進について」を定め、業務の品質向上を進めています。改革の取組にかかる農業委員は、①農業者の最も身近な存在として農業者の期待と信頼に応える、②農地行政の公正、公平、透明性を確保し、適正実施を図る、③地域農業の振興、地域活性化の牽引役となって活動する、④農業、農政全般の情報収集と農業者への提供に努める、⑤事務局と密接に連携し一体となって取り組む、といった意識、姿勢が必要となります。

また、「ザ・スーパー農委」（川上一郎鳥取県農業会議会長著）において目指す農業委員像として、①意識すること（自分が変わることに）、②場に臨むこと（進んで役を買って出る）、③働きかけること（発言・提案する）の3つの側面が品質向上には必要不可欠であり、農業委員は組織を支えて進化させ、組織は農業委員を育て、常に地域のための「自己改革」を怠ってはならないと提唱しています。

こうした気概を持ち、系統組織改革の取組を進めていくためにも、取組の具体的な内容を盛り込んだ方針が必要です。

農業委員会法が制定されて60余年、農業委員会系統組織の大改革であるため、現在、11月に開催する平成27年度農業委員大会において、農業委員会系統組織改革の取組の方向性を提示できるよう検討しているところです。

◆結びに

我が国の農政は、産業政策と地域政策に体系化され、その施策も全体的に見直しが行われ、農業者や地域の自主的、主体的な活動を助長するものとなっています。

農業委員会系統組織自らが、組織改革を認識して、業務の品質向上を図り、与えられた責務と役割を十全に果たしていかなければなりません。（文責 村上勝郎）

全国農業新聞普及ニュース

『10月～11月は
中期普及強調月間です!』

前期普及強調月間（6月～7月）を終え、9月の普及部数は3,731部で目標対比91・2%となりました。今年に入り、毎月部数が減っておりましたが、前月対比で8月は8部、9月は6部増部となりました。また、9月の申込部数は32部と全国で6位となりました。前月対比で純増となった農業委員会は、一関市16部、雫石町3部、大船渡市、滝沢市2部、北上市、山田町1部となっております。これも、会長、農業委員及び事務局が一丸となって取り組みいただいた成果です。ありがとうございます。

今月からは、中期普及強調月間がスタートします。12月の目標達成に向けた追い込みの時期となります。引き続き、会長の陣頭指揮の下、農業委員及び事務局が一丸となって取り組み頂きますようお願いいたします。農業会議としても普及推進にあたっての資料や資材を準備しております。また、試読事業も随時、受け付けておりますので、ご要望ありましたら、その都度ご連絡をいただければと思います。

27年10月から12月までの主要な行事

開催時期	行事名
10月1日(木)、5日(月)	農業委員ブロック別研修会 (1日・宮古市、5日・盛岡市)
10月15日(木)	第425 回常任会議員会議 (サンセール盛岡)
10月15日(木)	改正農業委員会法等にかかる研修会 (サンセール盛岡)
10月15日(木)	第1回岩手県農業委員大会運営委員会 (サンセール盛岡)
10月29日(木)～30日(金)	東日本ブロック農業委員会職員現地研究会 (神奈川県横浜市)
11月6日(金)	平成27年度岩手県農業委員大会 (盛岡市キャラホール)
11月16日(月)	第426 回岩手県常任会議員 (エスポワールいわて)
11月20日(金)	北海道・東北ブロック女性農業委員研修会 (秋田県)
11月30日(月)～12月1日(火)	市町村農業委員会会長職務代理人・部会長等研修会 (盛岡市つなぎ)
12月2日(水)	農業者年金加入推進セミナー (東京都 都市センターホテル)
12月2日(水)	県選出国議員への要請活動 (東京都 衆議院議員会館)
12月3日(木)	全国農業委員会会長代表者集会 (東京都 日比谷公会堂)
12月8日(水)	家族経営協定セミナー (エスポワールいわて)
12月上旬	第2回農業者年金業務担当者会議 (盛岡市内)
12月15日(火)	第427 回岩手県常任会議員会議 (エスポワールいわて)

新刊図書のご案内



ここが変わる!
農委、農地制度
～農地等の利用の最適化の推進へ～

図書コード:27-20
名入れ A4判・4頁
定価:45円(税込)
送料実費

平成27年8月28日に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が成立し、農委法、農地法が改正されました。法改正で何がどう変わるのか、そのポイントを一目で分かりやすくコンパクトにまとめたリーフレットをお届けします。

農業委員会関係者はもちろん、新制度のもとでの農業委員、農地利用最適化推進委員の候補となる方々をはじめ、広く農業関係者への周知にご活用下さい。

- 内 容
1. 農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されます
 2. 農地利用最適化推進委員が設置されます
 3. 農業委員の選出方法が変わります
 4. 農地等の利用の最適化の推進に関する意見提出が責務になります
 5. 農業委員会活動の「見える化」をさらに進めます
 6. 農業委員会ネットワーク機構を整備します
 7. 農地制度も改正されます



平成27年度版
青色申告から経営改善につなぐ
**勘定科目別
農業簿記マニュアル**

図書コード:27-21
名入れ A4判・234頁
定価:2,100円(税込)
送料実費

企業会計に即して記帳する場合のポイントを勘定科目ごとに整理しており、「分からないとき」や「困ったとき」に必要な部分が参照しやすく、農業簿記の辞典として活用できます。今回、農機具等にかかるリース料の一部を事業実施主体が助成するアグリリードリースの取扱いを追加、最新の申告書や決算書に基づく記入例を掲載しました。執筆者は税理士の森剛一氏。

- 主な内容
- 貸借対照表
 - I 資産の部 1. 流動資産 2. 固定資産 3. 繰延資産
 - II 負債・資本の部
 - 損益計算書
 - 確定申告

お申し込みは **岩手県農業会議へ**
TEL: 019-626-8545
FAX: 019-629-9210